

侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務

(2) 業務内容

別添「侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約金額の上限

2,770,350 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(4) 予定契約期間

契約締結の日から令和 8（2026）年 12 月 25 日（金）まで

(5) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は、次のとおりとする。

所属：栃木県生活文化スポーツ部文化振興課埋蔵文化財担当（担当：黒川、武川）

住所：〒320 - 8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号

電話：028-623-3425/FAX：028-623-3426

E-Mail：maibun@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝祭日を除く 9 時から 17 時まで（正午から 13 時までを除く。）。ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約をとること。

2 プロポーザルに参加するために必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は、契約締結時までに当該資格を取得見込みの者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る公告開始日から本要領 3 に記載する企画提案選考委員会開催日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 本要領 3 に記載する企画提案選考委員会開催日まで納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 公募型プロポーザルの手続き

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和8（2026）年4月23日（木）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8（2026）年4月30日（木）正午まで
ウ 質問に対する回答	令和8（2026）年5月1日（金）
エ プロポーザル参加申込受付期限	令和8（2026）年5月8日（金）17時まで
オ 参加資格の結果確認通知	令和8（2026）年5月11日（月）
カ 企画提案書受付期限	令和8（2026）年5月22日（金）17時まで
キ 企画提案選考委員会	令和8（2026）年5月25日（月）（予定）
ク 審査結果の通知・公表	令和8（2026）年5月29日（金）（予定）

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を1（5）宛てに電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Word、又はPDFとすること。）を添付して提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにより、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質疑回答集として、全ての参加申込者に回答する。

(4) 参加申込書の提出

本プロポーザルの参加希望者は、（1）エまでに、参加申込書等（別記様式2-1、様式2-2）を郵送、持参又は電子メールに添付して提出すること。なお、郵送又は電子メールでの提出の場合は、到着しているか確認のための電話連絡を行うこと。

また、参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年5月11日（月）正午までに、辞退届（様式自由）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書は、別添「侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務委託仕様書」を熟読の上、次のとおり作成すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用し、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はありませんが、カラー印刷とすること。

イ 様式等は応募者の自由としますが、次の記載内容を含めて作成すること。また、企画提案書の副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成すること。

(ア) 業務遂行に当たっての総合的な実施方針

(イ) ビジネス利用・不正利用の対策に関する手法

(ウ) 予算・執行管理の手法

(エ) 具体的な実施計画及びスケジュール

(オ) 業務実施体制

(カ) 独自の提案事項（付帯提案）

本業務の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

(キ) 国、地方公共団体が発注した類似業務の受注実績（過去3年間のもの）

(ク) 見積額

ウ 提出期限

令和8（2026）年5月22日（金）17時必着

エ 提出場所

1（5）のとおり

オ 提出方法

持参（平日9時～17時まで）又は郵送（書留郵便で送付すること）。電子データの提出については、電子メールでの提出を可とする。

なお、電子メール及び郵送で提出する場合は、到着の確認のための電話連絡を行うこと。

カ 提出部数及び提出形式

紙媒体7部（正本1部、副本6部）及び電子データ1部

キ ファイル形式

企画提案書のファイル形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point 又はPDFとし、ファイル容量が5MGを超えるものについては、ファイル転送サービスを利用すること。

ク 見積書

1部（栃木県知事宛てとし、代表者印を押印）

見積書は必要な項目ごとに区分する（諸経費や消費税も区分）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

ケ 注意事項

(ア) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。

(イ) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(ウ) 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

(エ) 参加者は企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとみなす。

(オ) 委託業務における制作物の著作権は、本県に帰属するものとする。委託期間終了後、本県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

(カ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 企画提案書を特定するための審査項目及び評価内容

別表（審査項目及び評価内容）のとおり

5 選考に関する事項

(1) 選考方法

提出された企画提案書の内容を、本要領4に掲げる評価基準に基づき、「侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務企画提案選考委員会」（以下、「委員会」という。）において、総合的に

審査し、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。ただし、審査の内容如何によつては、いずれも採用しないことがある。

また、参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定できることとする。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、委託の相手方の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めないこととする。

6 契約に関する事項

(1) 契約に当たっては、企画提案書を基に細部について協議の上、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）等の関係法令に基づき、本要領1（3）に掲げる額の範囲内で契約締結する。

(2) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項第1号の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

8 支払条件

精算払いを基本とする。

9 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがある。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合（必要な書類が欠如していた場合を含む。）

(2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合（ヒアリング内容に虚偽があった場合を含む。）

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合

(5) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき。

10 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (2) 契約の相手方として決定するまでは、参加を辞退することができない。
- (3) 提出する書類の作成等、本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、提出後、内容の追加及び修正等は認められない。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 提出された書類は、県庁内及び委員会で使用する場合に限り、複写することがある。
- (7) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (8) 提出書類及び選考の経過は非公開とする。